

令和 7 年 2 月 14 日
一般社団法人 住宅性能評価・表示協会

複合建築物全体のBELS評価でモデル建物法による場合について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
複合建築物全体のBELS評価についてお知らせいたします。

本件につきましては、
当協会のホームページにて令和6年5月14日に不具合を伴うお知らせとして発出して以降、解消に向けて国交省とも協議のうえで、対応を検討して参りましたが、BELSの新様式の完全施行にあたり、申請建築物の設計仕様に基づき算定した住宅部分の計算結果と、当該建築物と同一用途のモデル建築物について算定した非住宅部分の計算結果を合算して建築物全体で評価することは適切ではない、との結論に至りました。

その結論を踏まえて、
複合建築物全体の評価においては、非住宅部分は標準入力法のみ対応可能とする運用とさせていただきます。

※複合建築物の非住宅部分全体、非住宅（部分）、非住宅部分全体など非住宅単独の評価の際は、引き続きモデル建物法で評価が可能です。

なお、上記の運用は 2025年4月1日 から開始とする予定です。

この度は、ご不便ご迷惑をおかけし大変申し訳ございません。
何卒宜しくお願い申し上げます。